

古田史学の会・東海

# 東海 の 古 代

第120号 平成22(2010)年8月

会 長：竹内 強

編集発行：事務局 〒489-0983 瀬戸市苗場町137-10

林 伸禧 〈Tel&Fax：0561-82-2140、メールアドレス：furuta\_tokai@yahoo.co.jp〉

ホームページ：http://www.geocities.co.jp/furutashigaku\_tokai

## 第22回愛知サマーセミナーに参加して

愛知県内の私立高等学校の先生・生徒等が中心となって、「みんなが先生、みんなが生徒」を合い言葉に開催された「第22回愛知サマーセミナー」に初めて講座「多元的古代について」（例会兼用）を開きました。その状況は次のとおりでした。

### 1 日時等

日 時	平成22年7月18日（日）	
時 間	第3限（午後1時10分～2時30分）	第4限（午後2時50分～4時10分）
受 講 者	会員10名、高校生8名、社会人6名	会員10名、高校生0名、社会人5名
講座内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・多元的古代とは何か？</li><li>・記紀が示す九州王朝の存在</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・『群書類従』（正・続）に記載されている『皇代記』・『皇代略記』・『皇年代略記』の古代逸年号</li><li>・毛野君は豊国の人</li><li>・持統大化について</li></ul>

※3、4限の実受講者（会員10名、高校生8名、社会人8名）

### 2 講義の概要

「例会報告」のとおり。

### 3 受講者の感想

受講者の方から、別表のとおりのご意見を寄せられました。

### 4 講座を開催して（会長）

愛知県内の私立高等学校の教職員、生徒、父兄が主催して毎年開かれている愛知サマーセミナー

一に「古田史学・東海」として参加してみませんか？。そんな話が舞い込んできたのは、1ヶ月前の6月例会の時でした。開催日程を聞いてみると、7月例会の開催日程とぶつかっていました。例会参加者に相談すると、例会会場を、サマーセミナーに移してやってみればとよいのではないかということになり、参加することとしました。

今回の第22回愛知サマーセミナーは1408講座、その中には特別講座として脚本家の山田太一氏、作家の荒俣宏氏などの著名人の名前もありましたが、高校生自身開く講座や父兄が開く麻雀講座など様々で、私たちは7月18日（日）午後の3限・4限連続ということでした。主催者との事前の打ち合わせでは、「20名以上集まれば成功ですよ」と言われていたので心配しましたが、当日は8名の高校生を含め26名あつまっていただき成功だったと思います。反省点は、事前に例会報告者との打合わせと報告内容を検討する必要があったかもしれません。

これを契機に「古田史学」をもっと多くの人に知ってもらうための努力をしていきたいと考えています。来年のサマーセミナーも是非参加して、今後「古田史学の会・東海」の年間行事の一つに位置づけていきたいと思っています。

**表 講座「多元的古代について」の感想**

1 高校生

感	想	年令
<p>これまでに習った日本史の内容がどのようにしてつくられたのかが分かった。大和の国の場所や九州にあった王朝について知らなかったことばかりで驚いた。古代について、これまでに習ったこと以上に詳しく学べたと思う。</p>		—
<p>古代日本史については、自分の守備範囲ではなかったので、今回興味を持って参加しました。日本国内に大和以外の王権があるという事は、今回初めて知りました。又、水城についても、ただ唐の侵攻を防ぐ為の建造物であると思っていたため、そこが都であったという説も知りもしませんでした。今回のセミナーは、自分の歴史の視野を広げるという事で、役たったと思います。</p>		—
<p>多元的古代について討論してくださりありがとうございました。でも、ちょっと難しかったなあとは思いました。</p>		18
<p>古代の日本の歴史について、王朝発生期からの古代史→九州あたり毎回「例会」を開いて発表・議論している。多元的古代とは？→同じところからみて多元的に考えたもの（？）古代には不思議な事がいっぱいある！。それは学者により歴史が異なり、現在も謎につつまれている。→古田史学はそれを研究している。7世紀辺りが怪しいとみている。法隆寺再建説→主流となっているが、いろいろ異なる矛盾点→実はしていないのでは？との論争。邪摩堆（邪馬台国のこと、ヤマト）→九州 大和→近畿 } 別のもの 旧唐書（中国の古本）には九州と分かる文書が発見。</p>		—
<p>日本の歴史について討論している。</p>		—

大和から出雲に神話をもっていたと言い、出雲には王朝があったのではということが話されている。  
九州が中心である。

## 2 社会人

感	想	年令
古田先生が九州に王朝があったと言う説に対し、安本美典氏は「九州王朝」と書かれた文献がないということで、九州王朝はありえないと言う。 しかし、中国側の文献からも、九州に王朝があったと思われることが多々あるという。とても興味深いと思った。私も九州に王朝があったのではないかと思えてきました。 今日は、思ったより興味深い話が聞けてよかったと思いました。		50
興味深い話でした。少々専門的で、理解してゆくのは少々疲れましたが、ゆっくり資料を読みたいと思います。 九州説、説得力があります。		—
初めて「古田史学」に関して話を聞き、内容の奥深さに驚きました。 興味はありますが、ここまではとてもついて行けません。 増々、研究され成果を上げられることを期待します。		68
古代史のナゾを色々な資史料からアプローチされている事を知る事ができました。 古代史論争がいろいろあるという事も知ることができました。 ただ、かなり専門的な部分が出てきて、理解する事が出来ませんでした。できれば、高校生も関心を持って参加できるようなテーマ設定がされれば、関心も高まるのではないかと思います。 最後の『古事記』の読みの話はおもしろかったです。		59
こういう見方もあるのかと思った。		—
古代、多元的な王朝があったという説には、共感します。もっと、古田さんの本を読んでみようと思いました。		77
最近、何十年ぶりに古田武彦氏の『「邪馬台国」はなかった』（ミネルヴァ書房）を読み、興味を持ち、その後、はじめて『失われた九州王朝』、『盗まれた神話』を読んでいます。 本日は前記の著作の内容を越えるものはなく、(入門としてのセミナーの性格上当然でしたが)少し残念でした。本日のセミナーの性格を十分理解せず参加した為。 機会があれば、会も出席しようかと思います。 以上、第3限の出席感想です。後半は専門的すぎる内容でした。		—
20年ぐらい前に古代史をよく検討したが、ひさしぶりに感銘を受けました。		—

# 記紀が示す九州王朝の存在

名古屋市 石田敬一

## 1 木を見て森を見ず

私は、森林に関わる仕事をしています。その仕事の中の戒めの一つとして次の言葉があります。

「木を見て森を見ず」

森の中に入ってしまうと、とかく目先の木ばかりに注意を奪われがちで、森全体がどのような状態なのかを理解できません。

森林の専門家は、常にこの戒めを持っているのですが、森林に関するアマチュアは、近視眼的で、小さなところにしか目がいきません。重要なのは、1本1本の木ではなく、その木がある森林全体がどのような状態になっているかを認識することです。

この言葉は、小さいことに心を奪われて、全体を見通さないことのたとえとして、森林に関すること以外にも使われ、世界共通のことわざになっているようです。

この言葉は古代史においても、あてはまると思います。

## 2 古代九州王朝説批判について

古代九州王朝説を批判する一つの理由として、「九州王朝」のことを記した確実な文献がないとする主張があります。

それを主張する一人に安本美典氏がおられます。安本氏は、高天の原は邪馬台国であり、九州の甘木・夜須にあったとする説で、邪馬台国東遷説論者でありながら、一方で古代の九州に王朝があったとする九州王朝説を批判する立場から、「九州王朝」と書かれた文献はないことをことさら強調されます。

たとえば、『古代九州王朝はなかった』（安本美典著 昭和61年6月20日 新人物往来社）の217ページには、次のようにあります。

古田武彦説の最大の問題点は、九州王朝のことを記した確実な文献が、なにもないことである。古田氏は『古事記』『日本書紀』の中の記事の一部は、九州王朝の史料が、断片的にのこったものと仮定して立論している。（下線は引用者。以下同じ）

この安本氏の主張は、全く正しくありません。私は安本氏を支持しません。

記紀の神代のほとんどは、「国生み」「国ゆずり」「国引き」や「天孫降臨」など、出雲と九州の権力に関する説話です。記紀は「九州王朝」の存在を前提にした文献です。（後に詳述）

また、『虚妄の九州王朝』（安本美典著 1995年 梓書院）にも同様の記述が見られます。

九州王朝について、豊富な文献資料があり、それに記載されているところが、中国側文献の記すところと、良く合致しているというのなら、九州王朝説の成立する余地がある。しかし、九州王朝について、なんら確証できる文献がなく、中国側文献の記すところと、日本側文献の記すところが、くいちがうところがあるから、九州王朝が存在したというのでは、証明にならない。想像説を出ない。

この理解は正しくありません。“中国側文献の記すところと、日本側文献の記すところが、くいちがうところがあるから、九州王朝が存在した”などという単純なことではありません。安本氏は、古田氏の主張を批判する著書を何冊も出版しているのですから、古田説を十二分にご承知のはずです。中国側の文献に「九州王朝」を示した記述があることも充分に知っておられましょう。

中国側の文献には、次のとおり「九州王朝」のことが記されています。

『舊唐書』東夷伝倭国條には、

倭國者古倭奴國也 去京師一萬四千里 在新羅東南大海中 依山島而居 東西五月行南北三月行 世與中國通 其國居無城郭 以木爲柵以草爲屋 四面小島五十餘國 皆附屬

と記述されています。そして倭国條の記事は648年で終わっています。ここに記述された古の倭奴國とは、『後漢書』にある「建武中元二年（57年）倭奴國奉貢朝賀使人自稱大夫倭國之極南界也光武賜以印綬」です。

したがって、1世紀から7世紀まで王朝は変わらず、その倭國は“四面小島”である九州であったことを中国側が記述しているのです。すなわち、中国側の文献では「九州王朝」が確証

されるのです。

中国側の文献だけではありません。記紀にも「九州王朝」が記述されています。

### 3 記紀に記述された王朝

記紀は、古代の日本列島の出雲と九州に王朝があったことを記述しています。

つまり「出雲王朝」と「九州王朝」です。

ここでは、あらためて、記紀に記述された出雲と九州の王朝の存在を確認します。

まず、出雲の王権「出雲王朝」のことを記述した部分を示します。『古事記』に次の記述があります。

是以此二神、降到出雲國伊那佐之小濱而、拔十掬劍、逆刺立于浪穗、趺坐其劍前、問其大國主神言、天照大御神、高木神之命以、問使之。汝之宇志波祁流葦原中國者、我御子之所知國、言依賜。故、汝心奈何。爾答白之、僕者不得白。我子八重言代主神、是可白。然爲鳥遊取魚而、往御大之前、未還來。 (『古事記』上巻 葦原中国の平定)

同様に、『日本書紀』に、次の記述があります。

故以即配經津主神、令平葦原中國。二神、於是、降到出雲國五十田狹之小汀、則拔十握劍、倒植於地、踞其鋒端、而問大己貴神曰、高皇產靈尊、欲降皇孫、君臨此地。故先遣我二神、駟除平定。汝意何如。當須避不。時大己貴神對曰、當問我子、然後將報。是時、其子事代主神、遊行在於出雲國三穗之碕。

(『日本書紀』卷第二、神代下・第九段)

このように、記紀にはともに、葦原中國を平定するため、出雲國の伊那佐之小濱(書紀では五十田狹之小汀)に降到したと記述されています。つまり、出雲は葦原中國であったことが示され、そして、そこには大國主神(書紀では大己貴神)と其子事代主神がいて、その治める國の範圍は、ここの地名の記述だけでも伊耶佐之小濱から三穗(美保)之碕までですから、通説で比定される島根県出雲市大社町杵築北(稻佐)から松江市美保関町までの一定の領域を有します。

さらに、書紀には次のようにありますから、出雲國は、東は越や淡路、西は筑紫までの範圍に勢力は及んでいたと考えられます。

號大日本豐秋津洲。次淡路洲。次伊豫二名洲。次筑紫洲。次億岐三子洲。次佐度洲。次越洲。次吉備子洲。由此謂之大八洲國矣。

(『日本書紀』卷第一、神代上・第四段一書第一)

出雲に一定の領域の國があつて、それを治める代々の神がいたのですから、これは出雲の王権を示す「出雲王朝」です。

すなわち、記紀は「出雲王朝」のことを記述しています。

次に、九州の王権「九州王朝」の存在を記述した部分を示します。

『古事記』に次のようにあります。

故、爾詔天津日子番能邇邇藝命而、離天之石位、押分天之八重多那雲而、伊都能知和岐知和岐弓於天浮橋、宇岐士摩理、蘇理多多斯弓、天降坐于竺紫日向之高千穗之久土布流多氣。故爾天忍日命、天津久米命、二人取負天之石鞞、取佩頭椎之大刀、取持天之波士弓、手挾天之眞鹿兒矢、立御前而仕奉。

故、其天忍日命、天津久米命、於是詔之、此地者、向韓國、眞來通竺紗之御前而、朝日之直刺國、夕日之日照國也。故、此地甚吉地。詔而、於底津石根宮柱布斗斯理、於高天原水椽多迦斯理而坐也。 (『古事記』上巻 邇邇藝命)

また『日本書紀』には次のようにあります。

于時、高皇產靈尊、以眞床追衾、覆於皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊使降之。皇孫乃離天磐座、天磐座、此云阿麻能以簸矩羅。且排分天八重雲、稜威之道別道別而、天降於日向襲之高千穗峯矣。既而皇孫遊行之狀也者、則自穗日二上天浮橋、立於浮渚在平處、立於浮渚在平處、此云羽企爾磨梨陀毘邏而陀陀志。而薺完之空國、自頓丘覓國行去、頓丘、此云毘陀烏。覓國、此云矩貳磨儀。行去、此云騰褒屢。到於吾田長屋笠狹之碕矣。其地有一人。自號事勝國勝長狹。皇孫問曰、國在耶以不。對曰、此焉有國。請任意遊之。故皇孫就而留住。

(『日本書紀』卷第二、神代下・第九段)

同様の内容が一書群にもあります。

一書曰、高皇產靈尊、以眞床覆衾、裹天津彦國光彦火瓊瓊杵尊、則引開天磐戸、排分天八重雲、

以奉降之。于時、大伴連遠祖天忍日命、帥來目部遠祖天穗津大來目、背負天磐靱、臂著稜威高靴、手捉天梘弓・天羽羽矢、及副持八目鳴鏑、又帶頭槌劍、而立天孫之前。遊行降來、到於日向襲之高千穗日二上峯、天浮橋、而立於浮渚在之平地、膺穴空國、自頓丘覓國行去、到於吾田長屋笠狹之御碕。時彼處有一神、名曰事勝國勝長狹。故天孫問其神曰、國在耶。對曰、在也。因曰、隨勅奉矣。故天孫留住於彼處。其事勝國勝神者、是伊弉諾尊之子也。亦名鹽土老翁。

『日本書紀』卷第二、神代下・第九段一書第四)

このように、記紀にはともに、天之石位（書紀では天磐座又は天磐戸）から笠紫日向之高千穗之久士布流多氣（書紀では日向襲之高千穗峯など）に天降り、そして、笠紗之御前（書紀では吾田長屋笠狹之碕又は吾田長屋笠狹之御碕）に着くと國があったことを示しています。

そして、その國は、韓國に向い、笠紗之御前に眞來通り、朝日之直刺國、夕日之日照國であり、そこには大山津見神（書紀では大山祇神）がいて、この國を治めていました。

「出雲王朝」と同様に、九州にも國があつて、それを治める神がいたのですから、これは九州の王権を示す「九州王朝」です。

つまり、記紀は「九州王朝」のことを記述しています。

#### 4 古田武彦氏による「天国」のありか

「天国」は記紀に数多く出てくる地名です。古田氏は『古代史を疑う』（1985年10月21日 駸々堂出版）の42～43ページに「天国」のありかについて、“「天国」のありかは対馬海流圏”と小見出しをつけ、簡潔にまとめられています。

わたしの論証がこの海域に到着した経緯、それを——問題の核心に迫る前に——先ずここで、簡約しておこう。

(一)古事記・日本書紀の神代の巻において、その原点となっている「天国」、それはどこか。そのありかは、「天降る」という動詞の用例から実証的にえられる。すなわち、「天降る」対象は、筑紫・出雲・新羅の三領域に限られている。その上、そこに到着するのに、中間経過地はない。このことは、次の一点をさし

しめしている。——“「天国」は、右の三領域に内接した場所、すなわち、<sup>いさ</sup>吉岐・<sup>あま</sup>対馬を中心とする対馬海流圏だ。海国、あるいは海人国である。”と。

(二)右の帰結は、古事記の「国生み神話」にしめされた「亦の名」地図によっても裏付けられている。

右のように、「天の——」という形の「古名」は、原則として対馬海流圏に限られている(一つの例外、「天一根」(姫島)は“天国からの分岐”を意味する名前だ)。

これは、対馬海流圏が「天国」と考えられていた証拠だ(その詳細な分析は『盗まれた神話』第十三章参照)。



『古代史を疑う』(42ページ)より「亦の名」地図

#### 5 古田武彦氏による「国ゆずり」の考察

対馬海流圏の「天国」の一つ対馬にいた天照大神が、出雲の大神に國を譲れと迫ったのが、記紀に記された「国ゆずり」です。ですから、「国ゆずり」は、出雲に王朝があつたことが前提です。

この「国ゆずり」神話についての古田氏の考えは、同著『古代史を疑う』の51～53ページに、小見出し“大国主命の家来だった天照大神”を付けて簡潔にまとめられていますので、これを紹介します。

ここに登場する小田豊さんは、対馬の阿麻氏留神社の氏子総代です。うちの神様(天照大神)は出雲へ行くとき一番あとに出発し一番先に帰

ると話された、その話しを受けて始まります。

対馬の阿麻氏留神社の老漁夫、小田豊さんの話である。

あのとき気づかなかったもの、それは阿麻氏留の神の“位取り”だ。この神は「家来」なのである。主人は誰か。もちろん、出雲の大神だ。でなければ、どうして「参勤交代」よろしく、出雲の地へお参りするのだろうか。“ご主人が家来のところへお参りする。”そんな話しは聞いたことがない。やはり、居座っている方が、御主人。年に一回うかがう方が家来なのだ。

ただ、家来の中では筆頭。だから一番あとに行つて、一番先に帰るのである。待たなくていい。ただ、それはあくまで、家来の中での優先順位なのだ。(中略)

「この『位取り』は、記・紀神話と矛盾していない。」と。

なぜなら、そのキイ・ポイント。それは「国ゆずり神話」だ。「天孫降臨」に先立ち、天照大神は、出雲に使者を派遣する。「葦原中国(出雲を中心として、西は筑紫から東は越に及ぶ地帯か)を、わたしの孫の支配下にゆずれ。」という交渉である。それを当時の出雲の大神であった、おおくにぬしのみこと大国主命やその子供たち(事代主命・建御名方命)が結局、受諾する、という話だ。そのような「国ゆずり」の“根まわし”のち、やっと例の「天孫降臨」となるのだ。

このさいの「国ゆずり」とは、どういう意味だろう。このさいの、天照大神と大国主命、この両者の“位取り”は何だろう。もし、天照大神の方が“御主人”、大国主命の方が“家来”だったとしたら、なぜ「ゆずれ」などという下交渉がいるのだろうか。「孫を派遣する。」と触れさえすれば、大国主命たちは、喜んで歓迎準備にかかる。それだけのことだ。「ゆずる」「ゆずらぬ」の話ではない。

また両者の支配圏が全く別圏なら、使者の派遣による“根まわし”で、支配権の交替が行われるはずはない。侵略と凄惨な激突こそ不可欠だ。

とすれば、何か。

まず第一に、両者は同一圏の中にいたこと。第二に、従来は大国主命が主人公、天照大神が家来だったこと。ただし、家来の中のナンバー・ワンの実力者だった。

第三に天照大神側は、その実力を背景として、「支配権の禪譲」を迫ったこと。その実力とは、「国生み神話」(天瓊矛と天瓊矛による。前章記述)の

語るごとく、大陸・朝鮮半島伝来の金属器、それを一番早く手にしえた対馬・豊岐の海洋民、その「武力の優位」にもとづくものであった。

「九州王朝」のことを記した確実な文献が存在しないとする批判がありますが、これは間違っていました。以上のとおり、中国側の文献にも記紀にも「九州王朝」のことが記述されていました。そして記紀には「出雲王朝」のことも記述されていたことがわかります。

## 6 古田武彦氏による「九州王朝」「出雲王朝」

さらに、古田武彦氏は『古代史を疑う』の194～195ページで、「九州王朝」「出雲王朝」について、次のとおり示されます。

記・紀神話の物語展開の脊柱をなすもの、それは「国ゆずり神話」だ。そのポイントは、大国主命が天照大神に対し「国ゆずり」を承知した、ということだ。大国主命自身の隠退、長男の事代主命の「国ゆずり承諾」と海中投身、次男の建御名方命の「諏訪湖畔の承諾」をその骨子とする。

この神話のもつ論理性、それは「出雲中心」の時代から「筑紫中心」の時代へと時代の主権が変動した、それを語る神話なのである。

(中略)

とすると、必然に、ことは次の方向に向う。“弥生期において、筑紫中心の時代があった、それ以前においては、出雲中心の時代があった。”これを歴史の大局において「史実」と見なす立場である。

わたしは、筑紫の王権に対し、「九州王朝」の名を与えた。「大和朝廷の配下の筑紫」などでないことをしめすためだ。この王朝が七世紀末までつづいたこと、近畿分王朝(天皇家)の母胎、母屋たるべき存在であったこと、中国を中心とする東アジア世界で「倭国」と呼ばれたのは、この国であったこと、——これらのことはすでにのべた(『古代は輝いていた』全三巻)。

とすれば、これに先立って「中心的、主権的存在」だった出雲、それに対して「出雲王朝」の名を呈せねばならぬ。——これがわたしの帰結だった。

## 7 考古学にも裏付けされた「出雲王朝」「九州王朝」

この古田氏の帰結は、文献だけではなく、考

古学によっても裏付けられています。1980年代に、出雲では、荒神谷遺跡が発掘され、これまでで最多の銅剣358本を始め、銅鐸6個、銅矛16本が出土しました。

また、筑紫については、最古の王墓とされる吉武高木遺跡が発掘され、甕棺墓34基、木棺墓4基、副葬品として、青銅製の銅剣・銅戈・銅矛（11口）、多鈕細文鏡（1面）、ヒスイ製の玉類（464点）などが出土しています。さらに12m×9.6mの「高殿」と呼ばれる大型建物の跡も隣接して発掘されました。

## 8 古田武彦氏が唱える多元王朝

「九州王朝」は、古田武彦氏が九州の王権に対して名付けたものです。

中国の文献にも、記紀にも確かに九州の王権「九州王朝」のことが書かれていました。考古学の裏付けも発見されました。

従って、「九州王朝」のことを記した確実な文献が、なにもないとする批判は、あたりません。

安本氏が、しっかり文献を分析せず、また文献だけで批判することは、考古学も含めて全体を見ていない「木を見て森を見ず」の主張と言わざるをえないでしょう。

安本氏もご自身が九州の甘木・夜須に、「邪馬台国」すなわち九州の王朝があったことを主張されているのではないのでしょうか。そして、この安本説は、記紀の記述を根拠として高天の原は「邪馬台国」とであると主張された仮説です。自ら記紀に九州の王権の記述があることをお認めになっているではありませんか。それこそ「九州王朝」そのものなのです。それを安本氏は「九州王朝」と呼ばないだけのことです。

安本氏が「九州王朝」と書かれた文献がないことを強調されるのは、安本説が自ら間違っていると、矛盾した主張を繰り返していることとなります。

さらに、記紀の神武東侵説話においては、九州から近畿に東侵した神武東侵が記述されています。そして神武東侵は、九州にも、九州の東の方にも王朝が存在したことが前提で記述されています。

安本氏も、「邪馬台国東遷説」で、九州にも近畿にも王朝があったという前提で自説を述べら

れています。

日本列島には、出雲、筑紫、近畿に王朝があった。それが、まさに古田武彦氏が唱える多元王朝なのです。

このように1本の木の枝葉末節ではなく、森林すなわち、文献の展開から全体を読み取ることが重要だと思います。

## 9 再読のすすめ



この写真にある本は、ほとんど古田氏の著書です。一度じっくり読んでください。読んだことがある方も、もう一度じっくり読んでみてください。

これらの本の中には、古い本も多くあり、図書館でも保管庫に管理されていて、一般の書棚で見かけることが少ないですが、2010年になってミネルヴァ書房から、次のとおり古田武彦氏の三部作が古田武彦古代史コレクションとして復刊（初版から、「補章」及び「日本の生きた歴史」を追加。）されました。

・『「邪馬台国」はなかった』



- ・『失われた九州王朝』
- ・『盗まれた神話』

きっと新しい発見があることと思います。

私はこれらの著書については、ほぼ内容を知っていたつもりでしたが、再度読み直して、こんなことまで言及されていたのかと、あらためて驚かされたところが、いくつかありました。

再読をおすすめします。

## 伊勢湾・三河湾への海人族の伝播

(5世紀後半から6世紀)

知多郡阿久比町 竹内 強

これまで何度か、北部九州から伊勢湾・三河湾への海人族の伝播について論じてきた。その根拠について最初に述べる。

### 1. 横穴式石室の分布

第一は横穴式石室を持つ古墳の分布である。5世紀中頃から伊勢湾岸・三河湾岸に北部九州系の縦穴系横口式石室や横穴式石室を持つ古墳が出現する。中ノ郷古墳（西三河、幡豆郡幡豆町）は佐賀県の横田下古墳と類似、経ヶ峰一号古墳・東山一号古墳（西三河、岡崎市）、おじよか古墳（三重県志摩市阿児町）の石室は玄界灘周辺から有明海北岸にかけた古墳の石室と類似している。しかし、これらの分布は点的であった。通説が言うように朝鮮半島から畿内・大和に伝わった文化は同心円的に全国に広がったという根拠は、この横穴式石室に関しては通用しない。なぜなら畿内に横穴式石室を持つ古墳が現れるのは北部九州から約1世紀遅れ5世紀後半～6世紀初めに出現するからである。

では、通説は横穴式石室についてどう説明しているのでしょうか。大和政権から朝鮮半島に派遣された地方の豪族がこうした埋葬方法を見て自分たちも取り入れたというのである。

近畿天皇家が3世紀から4世紀には日本を統一支配していた。こうした立場に立てばこう説明するしかないのではないか。

6世紀にはいると、三河地方では縦穴系横口

式石室から無袖形石室へと発展してゆく。同時に濃尾地域の木曾川流域、長良川流域へと影響は広がってゆく。また三重県志摩地方でも西三河地方の影響を見ることができる。ただ三重県中南勢地方は6世紀中葉になると畿内系の特徴を持つ横穴式石室が出現する。全体としては伊勢湾岸では5世紀中頃から6世紀後半まで北部九州系の横穴式石室を持つ海人族が支配勢力として存在していた。その支配は西三河地方から尾張地方そして伊勢地方へと広がって行ったのではないか。

### 2. 濟州島の海女

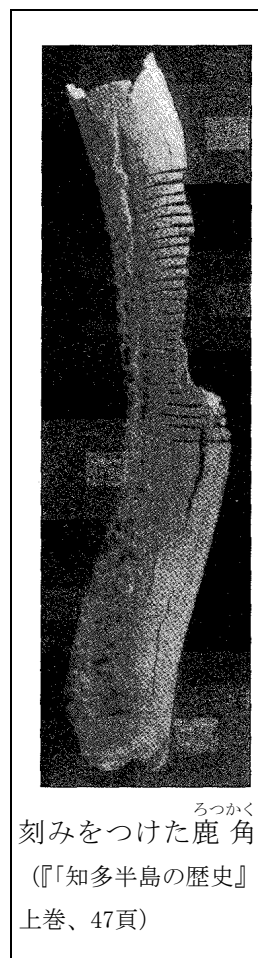
直接海人族が伊勢湾にやって来た証拠がもう一つある。8世紀ではあるが志摩の国から奈良の都へ「とむらあわび」というものが「調」として送られた。ここでいう「とむら」とは「耽羅」、朝鮮半島南端の濟州島のことである。「耽羅鮑」は鮑の種類ではなく、独特の調理方法で加工された鮑だそうだ。

当時、朝鮮半島南部は同じ倭の支配領域であったはずで、そこから伊勢湾の入口志摩へ海女がやってきた。宮本常一氏、司馬遼太郎氏も指摘している。

更に注目すべきは志摩の海女の使う海に潜るときの魔除けの「しるし」

マークが濟州島の海女のそれとまったく同じだということです。「ドーマンセーマン」という印で星と縦4本横5本の格子模様である。濟州島の海女たちが日本の各地に出稼ぎに来ていたと言われている。

次に取り上げるのは、鹿角ろつかくという物、字の通り鹿の角である。その角に細かい刻み目を付けたもので・・・篠島から2例、日間賀島も出て



ろつかく  
刻みをつけた鹿角  
（『知多半島の歴史』  
上巻、47頁）

いる。三河湾周辺から点々と出てくる。そして、これは朝鮮半島南部・釜山周辺からもまったく同じ物が出てくるのである。更に、北部九州、瀬戸内海からも出てくる。用途は「占い・まじない」に使用したと思われる。いずれにしてもこれも海を通した朝鮮半島、北部九州と伊勢湾、三河湾との直接的繋がりを示すものと思われる。

### 3. 篠島の製塩土器と天草

最後にもう一つ紹介したい。それは製塩土器である。

人間の生命の維持のためには不可欠な物の一つが塩である。日本では岩塩はとれないので海水から取り出すしかないが、その方法はいろいろあるが、以前南米エクアドルを訪れたときバスで海岸線の高速道路を走っていたとき前方に一面真っ白な水のない湖を見た。ガイドに尋ねると塩田だと聞かされた。この地方では堤防を築いた人工の池に海から海水を引き入れ自然で水分を蒸発させる。赤道直下のこの地では、それを何度か繰り返し何年も掛けて塩田を作り上げる。私が見た塩田ではブルドーザーを使って塩を採取していた。

現在、日本の食塩は、海水を引き入れた工場で、イオン交換膜法という仕組みによって、薬品に近い純度を持つ塩化ナトリウム（食塩）が生産されている。工場生産の前は、海水を引き込んだ「流下式塩田」で、それ以前は「入り浜式塩田」で作られていた。

古代においては、海水を使いつつも、塩田法とはまったく違う方法で塩が作られていた。それは、海水煮沸専用の土器を使って、濃縮した海水を煮詰めて塩の結晶を採っていたのである。これを、土器製塩と呼び、専用の土器を製塩土器と呼んでいる。

製塩土器について、立松彰氏が述べており、その概要はつぎのとおりである。

「土器製塩の存在が明らかになったのはそんなに古い話ではない。1953年岡山大学の近藤義郎氏等によって瀬戸内海の無人島、香川県直島町の喜兵衛島で発見された土器片は、粗雑な作りであり用途、性格、年代が不明な物であった。その後の調査でこの土器が海水を煮詰めて塩の結晶を採つ

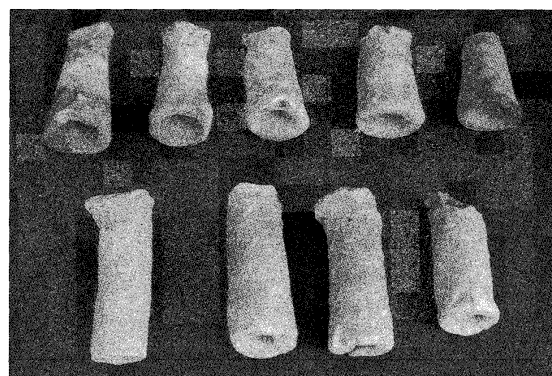
た土器であることが明らかになった。

そして、さらに縄文時代にも土器製塩が行われていたことが、近藤義郎氏によって1960年に明らかにされた。しかし、それは縄文時代にはじまって弥生時代にも続いて、どの地域も、引き続いて広がったのではなく、時代と地域に違いがあることが明らかになっている。

近藤氏は、この動きを二つの系譜としてまとめている。すなわち、縄文時代後期に霞ヶ浦南岸を中心に成立し、やがて東北地方に及び、弥生時代中期に松島湾岸において姿を消す『縄文系譜』と、弥生時代中期に瀬戸内海ではじまり、東は知多・渥美に、北は若狭・能登に、西は周防・筑紫から天草に及んだ『弥生系譜』である。

（『海人たちの世界』228～230頁）

知多・渥美地方の製塩土器が近藤氏のいう「弥生系譜」の製塩土器であることは間違いがないが、この地方では古墳時代前期にはじまり独自にその形態が変化させる。ところがここで注目すべき事がある。6世紀後半三河湾三島（篠島、日間賀島、佐久島）にそれまでとちがった土器が出現する。篠島式製塩土器とよばれるこの土器について杉崎章氏は、九州西北部天草地方の製塩土器との類似性も指摘している。



篠島式製塩土器

（『知多半島の歴史』上巻、47頁）

5世紀初めからはじまった知多地方の土器製塩も11世紀になるとその姿を消していく。前述したような塩田式の製塩が出現するのであろう。

## 4. まとめ

こうしたいくつかの実証的例はこの地域（伊勢湾岸・三河湾岸）が5世紀頃から北部九州・玄界灘・朝鮮半島南岸と直接深く関わっていたことを証明している。

5世紀とは『宋書』に出現する「倭の五王」の時代である。この問題との繋がりについては、次の機会に譲ることとする。

# 『群書類従』（正・続）に記載されている 『皇代記・皇代略記・皇年代略記』の 古代逸年号

瀬戸市 林 伸禧

## 1 はじめに

『皇代記・皇代略記・皇年代略記』（以下、「皇代記類」という。）では、孝徳天皇条の「大化・白雉」年号、天武・持統・文武天皇条の「朱雀・白鳳・朱鳥・大化」年号が記載されているが、天武天皇條以降の逸年号についての記載は混乱しているため、その状況を調査した。

## 2 参考資料

その状況を把握するため、次の2表を作成した。

表1は、古代逸年号に関係する記事を抜粋して問題点を把握する表とした。

表2は、古代逸年号年表である。逸年号・年数を年表形式で表示して問題点を明示し、併せて問題点を合理的に説明するための林試案を示した。

## 3 問題点

(1) 天武天皇壬申年に2度改元（朱雀・白鳳）されている。

「朱雀・白鳳」の改元記事（通用期間・元年

干支・改元理由）は、「皇代記類」ともすべて同文である。なお、『皇代略記』には、白鳳の通用期間の異説（14年）が記載されている。

改元の壬申年は、「壬申の乱」が6月から7月まで起きた。そして、天武天皇はその戦後処理を12月まで行っている。

天武が朱雀と改元した時期は、権力を奪取した以降\*1と推定できる。そして、朱雀の通用期間は白鳳改元まで長くても5ヶ月である。また、天武天皇の即位は翌年の癸酉年である。

以上のことから、天武が天皇に即位せず、かつ、同一年の八月以降に改元を2度行ったことになる。が、はなはだ疑問である。

(2) 「朱鳥・大化」年号の元年干支が2種類記載されている。

ア 朱鳥元年：丙戌、丁亥

① 改元記事での元年干支

「皇代記類」では朱鳥元年を丙戌とし、元年干支・改元理由は同文である。また、通用期間は通算で8年である。

② その他の記事での元年干支

「略記」では朱鳥元年を「丙戌」とした記事と「丁亥」とした記事が混在している。

『皇代記』では朱鳥元年を丙戌とした記事が記載されている。

イ 大化元年：甲午、乙未

① 改元記事での元年干支

『皇代略記』では大化元年を「甲午」とし、『皇年代略記』では「乙未」としている。

また、『皇代記』では記載されていない。

② その他の記事での元年干支

『皇代略記』では大化元年を「甲午」とした記事と「乙未」とした記事が混在している。

『皇年代略記』・『皇代記』では大化元年を「丁亥」とした記事が記載されている。

ウ この2種類の元年干支が記載されている文献を確認\*2したところ次のとおりで、「大化元年甲午」以外は実在の可能性が高いと思われる。

\*1 『扶桑略記』では、朱雀の改元理由について次のように記述されている。なお、『皇代記類』の改元理由と異なる。また、白鳳改元は癸酉年で通用期間は14年間としている。

（壬申年）八月、天皇幸野上宮、立年号为朱雀元年、太宰府献三足赤雀、为年号

\*2 次の全集・大系から該当文献を抽出した。

群書類従、史籍集覧、大日本地誌大系、神道大系、大日本仏教全書、山岳宗教史研究叢書、日本大蔵経（増補改訂版）、国史大系、新・旧日本古典文学大系、日本思想大系、日本庶民生活資料集成

## ① 朱鳥

### ・朱鳥元年：丙戌

尾張国熱田太神宮縁起、本朝皇胤紹運録、如是院年代記、駿河国風土記、堀尾系図、神皇正統録、日本靈異記、扶桑略記、一代要記、愚管抄、歴代皇紀、二中歴（年代歴）、歴代鎮西要略、石上布留神宮略抄、下野国誌、上野國兒持山縁起、園城寺傳記、塵添壺囊抄、竹林寺略録、卷尾山縁起證文等之事、役行者本記、海東諸国記、熱田宮舊記。

### ・朱鳥元年：丁亥

招提千歳傳記、踏雲祿事、皇年代私記、三国地誌、新編会津風土記、對州神社誌、薬師寺濫觴私考、斑鳩古事便覧、箕面寺秘密縁起、修験伝記、万葉集（左注）。

## ② 大化

### ・大化元年：甲午

『皇代略記』以外には、見いだせなかった。

### ・大化元年：乙未

本朝皇胤紹運録、紹運要略、行基年譜、愚管抄、歴代皇紀、皇年代私記、二中歴（年代歴）、歴代鎮西要略、泰澄和尚傳記、加賀諸神社縁起、朝熊岳儀軌、役行者形成記、上宮太子拾遺記、南都高僧傳。

## (3) 改元干支によっては、改元前年に無年号が生じている。

ア 白鳳から朱鳥、朱鳥から大化へ改元するときに、1・2年の無年号が存在する。また、大化から大宝へ改元する場合は、2～4年である。その状況は、表2-①で年号・年数覧を「-」で示した。

イ 「朱鳥七年。二年丁亥受禪。不改元。至八年甲午。」について

「朱鳥七年」と「至八年甲午」では整合がとれない。「八年癸巳」であれば整合がとれる。なお、大化元年干支によっては、無年号の有無が生じる。

## (4) 大化の通用期間が3または4年である。

『皇代記』では通用期間を4年とし、文武天皇条で「治十一年<sup>大化二年。無年号二年。大宝三年。慶雲四年。</sup>」と記載されている。

「略記」では通用期間は記載されていないが、大化三年丁酉の記事が記載されている。また、文武天皇条で「大宝元年<sup>自天皇元年丁酉八月至去年庚子元年号。</sup>」と記載されている。

## 4 検討結果

前項の問題点を合理的に説明するには、現『日本書紀』と異なる天皇在位・年号を記述する文献（史書）が実在した、と認めることと思われる。

### (1) 旧日本紀の実在

友田吉之助氏は、『日本書紀成立の研究 増補版』で、旧日本紀は実在していた。そして、『紀氏系図』・『懐風藻』・『二中歴』（人代歴）及び『万葉集』左注の干支から天智以降の天皇紀は表2-②の旧日本紀年表\*1 のとおりとされた。

この天皇紀に古代逸年号を当てはめたのが、表2-②友田吉之助説（林試案）である。

大友皇子の即位年（壬申）に朱雀と改元し、翌年の天武天皇即位年（癸酉）には白鳳と改元して14年間続くとし、朱鳥は8年間続き、乙未年に大化と改元されたと思われる。

これにより、3-(1)～(3)での朱雀・白鳳年号の同一年に2度の改元、元年干支及び年号改元前の無年号が解消される。

また、「皇代記類」では大化の通用期間を3または4年としているが、6年\*2 としている文献もあり、今後の研究課題である。

### (2) その他の史書の実在

前(1)の年表（表2-②）以外でも年表が2例（表2-③林試案年表）作成できる。このことは、「皇代記類」には、旧日本紀以外の史書から引用したためと推定できる。そして問題点が生じたと思われる。

### (3) 史書の改削

以上「皇代記類」を検討した結果、旧日本紀から現『日本書紀』に至るまで、数回改削されたと思われる。

\*1 友田吉之助著『日本書紀成立の研究 増補版』（昭和58年8月、風間書房）

「第12章 天武紀の改削と日本紀」参照、567～583頁

\*2 令泉為廣書写『皇代年記』（『冷泉家時雨亭叢書』第48巻、影印版、朝日新聞社）参照

表 1

## 『皇代記』・『皇代略記』・『皇年代略記』記事（抜粋）

※〔 〕書き：細字

皇代記	皇代略記	皇年代略記
『群書類焼』第三輯 作成：後宇多天皇時代（1274～1287）	『続群書類焼』第四輯上 作成：後花園天皇時代（1428～1464）	『群書類焼』第三輯 作成：後柏原天皇時代（1500～1526）
<b>天武天皇</b> 朱雀一年。元年壬申信濃國獻赤鳥。 仍爲瑞建元。 白鳳十三年。元年壬申備後國獻白雉。 仍爲瑞改元。 朱鳥八年。元年丙戌大和國獻赤雉。 仍爲瑞改元。	<b>天武天皇</b> 朱雀一年。〔元年壬申。信濃國獻赤鳥。 仍爲瑞改元。〕 四 白鳳十三年。〔元年壬申。備後國獻白雉。 仍爲瑞改元。〕 朱鳥元。〔元年丙戌。大和國獻赤雉。 仍爲瑞改元。〕	<b>天武天皇</b> 朱雀一年。〔元年壬申。信濃國獻赤鳥。 仍爲瑞改元。〕 白鳳十三年。〔元年壬申。備後國獻白雉。 仍爲瑞改元。〕 朱鳥元年。〔元年丙戌。大和國獻赤雉。 仍爲瑞改元。〕
<b>持統天皇</b> 〔……〕 天武二年二月丁巳朔立爲皇后。 三年戊子（※元年丙戌）二月天皇崩。 內始定國忌。  五年庚寅正月一日戊寅即位 六年辛卯……十一月大嘗會  大化四年。 三年丁酉（※元年乙未）八月一日甲 子。讓天位於輕皇太子。 尊號曰太上皇。在位十年。  文武天皇大寶二年十二月十日太上天皇崩。 ……  〔首書〕 臣薨後贈官位事此時始。 從神武天皇至當代。四十一代。千三百六 十一年。	<b>持統天皇</b> 〔……〕 朱鳥元年丙戌皇后臨朝 〔天武雖皇子坐。皇后撰天下。以丁亥 爲元年〕 四年庚寅四月皇太子草壁薨。（※元年丁亥） 五年辛卯正月一日戊寅即位。 六年壬辰十一月辛卯大嘗會。〔……〕  天皇八年大化元年甲午十二年乙卯遷都藤原宮。 三年丁酉（※元年乙未）八月一 日禪位。尊號曰太上皇。〔… …〕  大寶三年癸卯十二月十日甲寅崩。〔……〕  朱鳥七。〔二年丁亥。受禪不改元。至八年甲午〕 大化三。〔元年甲午。去三月癸巳。近江國都賀 山禮泉出爲瑞〕  〔頭書云〕 〔此時切附踏踏歌始之。大化三年七月天下炎旱〕	<b>持統天皇</b> 〔……〕…… 朱鳥元年〔丙戌〕皇后臨朝。 〔天武雖皇子坐。皇后撰天下。以丁 亥爲元年〕 四年〔庚寅〕四月皇太子草壁薨 五年〔辛卯〕正月一日戊寅即位。 六年〔壬辰〕十一月辛卯大嘗會。〔……〕  大化元年〔乙未〕十二月乙卯遷都藤原宮。 三年丁酉八月一日禪位。 尊號曰太上皇。〔……〕  大寶二年十二月十日〔甲寅〕崩。……  朱鳥七。〔二年丁亥受禪。不改元至八年甲午〕 大化三。〔元年乙未。去三月癸巳近江國賀山禮 泉出。爲瑞敷〕  〔首書〕 日本紀。 持統天皇三年四月癸丑朔乙未。皇太子草壁皇 子尊薨。 朱鳥三年二月。近代天皇崩日始定國忌。 四年正月一日。朝萬國於前殿。巳卯。大 学寮備杖。 八年正月。漢人始奏踏踏歌。中納言始置。〔…〕 荷前事初此代云々。 大化三年七月天下炎旱。 自神武元年至大化三年千三百卅七年也。 自神武元年辛酉至文武元大化丁酉勘之有千三 百五十七年也。或本千二百九十九年。兩勘共 不當千三百五十七年也。
※『日本書紀』持統紀の持統二年（戊子） 二月乙巳條に 詔曰、自今以後、毎取國忌日、 要須齋也 から、國忌を定めた記事である。 （朱鳥三年戊子二月。 天皇崩内始定國忌。）	※『紀』：持統天皇八年甲午十二月乙卯 遷都藤原宮。 ※〔持統天皇大寶三年癸卯崩 『続日本紀』では「大寶二年壬寅」で、1 年ずれている。〕	

表 2

古代逸年号年表 (天智・天武・持統・文武紀)

① 『皇代記・皇代略記・皇年代略記』略年表

③ 林試案年表

② 友田吉之助說年表

日本書紀				皇代記				皇代略記				皇年代略記				林試案			
西暦	干支	年号	年数	年号	年数	年号	年数	年号	年数	年号	年数	年号	年数	年号	年数	年号	年数		
661	辛酉	齊明	7																
662	壬戌		1																
663	癸亥		2																
664	甲子		3																
665	乙丑		4																
666	丙寅	天智	5																
667	丁卯		6																
668	戊辰		7																
669	己巳		8																
670	庚午		9																
671	辛未	10																	
672	壬申	1	朱雀	1	朱雀	1	朱雀	1	朱雀	1	朱雀	1	朱雀	1	朱雀	1	朱雀		
673	癸酉	2		2		2		2		2		2		2		2			
674	甲戌	3		3		3		3		3		3		3		3			
675	乙亥	4		4		4		4		4		4		4		4			
676	丙子	5		5		5		5		5		5		5		5			
677	丁丑	6		6		6		6		6		6		6		6			
678	戊寅	天武	7	白鳳	7	白鳳	7	白鳳	7	白鳳	7	白鳳	7	白鳳	7	白鳳	7		
679	己卯		8		8		8		8		8		8		8		8		
680	庚辰		9		9		9		9		9		9		9		9		
681	辛巳		10		10		10		10		10		10		10		10		
682	壬午		11		11		11		11		11		11		11		11		
683	癸未	12		12		12		12		12		12		12		12			
684	甲申	13		13		13		13		13		13		13		13			
685	乙酉	14	-	-	白鳳	14	-	-	-	-	-	-	-	-	-	14			
686	丙戌	朱鳥	1		1	朱鳥	1	-	-	朱鳥	1	-	-	朱鳥	1	-	-		
687	丁亥		2		2		2		2		2		2		2		1		
688	戊子		3		3		3		3		3		3		3		2		
689	己丑		4		4		4		4		4		4		4		3		
690	庚寅		5		5	朱鳥	5	朱鳥	4	朱鳥	5	朱鳥	4	朱鳥	5	朱鳥	4		
691	辛卯	6		6		6	朱鳥	5	朱鳥	6	朱鳥	5	朱鳥	6	朱鳥	5			
692	壬辰	持統	7		7		7	朱鳥	6	朱鳥	6		7	朱鳥	6		6		
693	癸巳		8		8		8		8		8		8		8		7		
694	甲午		8	-	-		1	朱鳥	8	-	-	朱鳥	8	-	-	朱鳥	8		
695	乙未		9			大化	2				1				1			1	
696	丙申		10				3			大化	2				2			2	
697	丁酉	11	大化	3	-	-	大化	3		3	大化	3		3	大化	3			
698	戊戌	1																	
699	己亥	文武	2	大化	4?	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
700	庚子		3																
701	辛丑		4																
		5	大宝	1	大宝	1			大宝	1				大宝	1				

旧日本紀				林試案			
西暦	干支	天皇	年数	年号	年数	年号	年数
	-	-	-	-	-	-	-
662	辛酉		1				
663	壬戌		2				
664	癸亥		3				
665	甲子		4				
666	乙丑		5				
667	丙寅	天智	6				
668	丁卯		7				
669	戊辰		8				
670	己巳		9				
671	庚午		10				
672	辛未	11					
673	壬申	大友	1	朱雀	1		
674	癸酉		1				1
675	甲戌		2				2
676	乙亥		3				3
677	丙子		4				4
678	丁丑		5				5
679	戊寅		6				6
680	己卯	天武	7	白鳳	7		7
681	庚辰		8				8
682	辛巳		9				9
683	壬午		10				10
684	癸未		11				11
685	甲申	12				12	
686	乙酉	13				13	
687	丙戌	14				14	
688	丁亥		1				1
689	戊子		2				2
690	己丑		3				3
691	庚寅		4				4
692	辛卯	持統	5	朱鳥	5		5
693	壬辰		6				6
694	癸巳		7				7
695	甲午		8				8
696	乙未		9				9
697	丙申	10	大化				10

※ 1 ? : 大化の通用期間は4年。元年干支記述なし。

大化の干支は「大化三年(丁酉)讓位」のみ記述あり。

2 元年干支毎に整理した。

3 『皇代略記・皇年代略記』朱鳥4・5・6年(元年丁亥)の記事は、『紀』持統3・4・5年の記事と同内容で1年ずれている。

※ 『日本書紀成立の研究増補版』-「紀年法比較表」から抜粋、583頁

## 7月例会報告

### ○ 多元的古代について

知多郡阿久比町 竹内 強

古田史学について概略的に説明（古田武彦氏の提唱する多元的古代と九州王朝論について）し、「古田史学の会・東海」についてその活動を紹介した。

#### 1 戦前・戦後の歴史教育（古代史）の問題点 ・戦前の歴史教育

『記紀』に基づき他の資料を無視する排外主義で絶対主義的天皇制の護持を中心課題としていた。

本居宣長の古事記理解に基づく尊皇攘夷思想は明治維新の推進役となったが、同時に明治政府の富国強兵政策と結びつき、その後の侵略戦争の思想的根拠となった。

#### ・戦後民主教育の中の日本古代史

津田左右吉の歴史観は、神話や4・5世紀までの「記紀」の記述は8世紀の史官の創作であるとした。現在の歴史学者もこれを踏襲している。

#### 2 梅原 猛氏の最新著作『葬られた王朝ー古代出雲の謎を解くー』（新潮社）では、自分自身のかつての論旨（記紀や出雲風土記の中の神話は和に伝わる伝承を出雲に置き換えたもの）を覆す中身であるが、その中で

「現在、日本神話、特に出雲神話を見直さなければならぬ」という機運は高まっているように感じられるが、思い切ってそのような仕事に着手する者はいない。なぜならそんなことを行えば、旧説を墨守する多くのジャンルの学者から厳しい批判を受けねばならず、穏健な学者ならあえてしないからである。」

（『葬られた王朝』P. 23）

と記述している。

40年前この問題に鋭いメスを入れた学者がいた。それは古田武彦氏である。梅原氏はあえて古田氏の名前を出さない。知らないはずがないが、もし知らないとしたら全くの勉強不足である。自身の旧説を改めるのであればその前に古田氏の説を紹介するのが学者としての良心ではないだろうか。まして氏が言うように厳しい

批判を受けながら自説を発表した先人なのである。

記紀の記述を絶対視するのではなく、中国や朝鮮半島の歴史書や考古学的資料を分析して真実の日本の古代の歴史を解き明かして行くことが求められていることを紹介した。

### ○ 記紀が示す九州王朝の存在

名古屋市 石田敬一

今回サマーセミナーで発表するため、わかりやすいテーマとして、記紀に示された九州王朝をとりあげた。

古代の九州に王朝があったとする説を批判する一つの理由として、「九州王朝」のことを記した確実な文献がなにもないとする主張があるが、次のとおり文献に記述があり、さらに考古学上の裏付けもあるとした。

#### 1 記紀の神代における「国生み」「国ゆずり」

「天孫降臨」などの説話は、出雲や九州の王権を前提としており、葦原中国である「出雲王朝」とともに、韓国に向かう國として「九州王朝」を記述している。

#### 2 また、中国側の文献の『舊唐書』、『後漢書』により、倭國は「世與中國通」として1世紀から7世紀まで続くとしており、また、『舊唐書』、『隋書』には、“四面小島五十餘國皆附屬”、“大海之中依山島而居”、“各至於海”とあり、倭國（倭國）は、大海の中の山島で、四面に小島の五十餘國を附屬しているとされ、50以上の島を周辺に有する九州とよく合致している。

#### 3 さらに天子を自称する「多利思北孤」、中国の職名「大夫」を自称する遣使、十二の冠位を設けるなど、王朝としての体裁を整えているとともに、その國の特徴ある風景として現在もその字面が変わらない阿蘇山があると記述されており、「九州王朝」と呼ぶのにふさわしい。それで、九州の王権を古田武彦氏は「九州王朝」と呼んだ。

なお、『舊唐書』東夷伝には日本國條が、倭國條とは別に設けられており、「九州王朝」である倭國とは別に日本國があったことが記されている。

4 以上のように、「出雲王朝」、「九州王朝」は、文献に記述がある。そればかりでなく、1980年代に出雲の荒神谷遺跡や筑紫の吉武高木遺跡が発掘され、「出雲王朝」、「九州王朝」は考古学によっても裏付けられている。

## ○ 『群書類従』(正・続)に記載されている『皇代記』・『皇代略記』・『皇年代略記』の古代逸年号

瀬戸市 林 伸禧

持統紀に掲載されている記事の年干支には、『日本書紀』に掲載されている同記事の年干支と比較して、1年のずれがあるものがある。

これを合理的に説明するには、友田吉之助氏が唱えている、「1年引き下げられた干支紀年法」説でできると述べた。

## ○ 毛野君は豊国の人

名古屋市 竹口健三

『古事記』中巻・崇神天皇條で、  
「豊木入日子命者は、<sup>上つ毛野、下つ毛</sup>  
野君の祖なり。」

(ワイド版岩波文庫『古事記』112頁)

と記載してあるが、本来は「上毛の、下毛の君等の祖なり」と読むべきで、「豊木入日子命」は、「豊国」の上毛・下毛郡の君ではないかと報告した。

## 訂正とお詫び

竹内強氏から

「纏向遺跡は邪馬壹国か」(118号)で松中祐二様の論文を引用したが、記述ミスをした。松中祐二様に大変ご迷惑をお掛けしたことをお詫びするとともに論文を訂正したい。

との申し出でありましたので、次のように訂正します。

「東海の古代」118号2頁左段

「一方で、松中祐二氏は、「纏向遺跡に土器が日本列島各地から集まっている」(九州古代史の会NEWS No. 150)と強調されている。しかし、……」

を

「又、松中祐二氏は、NHKの「クローズアップ現代」で、「纏向遺跡に土器が日本列島から集まっている」と強調しているが、九州からの搬入土器と確実に言える土器はほとんど皆無に近いと述べています。」「九州古代史の会・NEWS」No. 150)そして、……」に訂正します。

## 8月例会に参加を

日時： 8月22日(日) 午後1時30分～5時  
場所：名古屋市市政資料館(第1集会室)

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

参加料：500円(会員無料)

交通機関

- ・地下鉄名城線「市役所」駅下車、東徒歩8分
- ・名鉄瀬戸線「東大手」駅下車、南徒歩5分
- ・市バス「市政資料館南」下車、北徒歩5分
- ・〃 「清水口」下車、南西徒歩8分
- ・〃 「市役所」下車、東へ徒歩8分

駐車場

- ・名古屋市市政資料館：12台収容(無料)
- ・ウィルあいち(愛知県女性総合センター)地下駐車場：南隣、有料(30分170円)
- ・鈴木不動産コインパーク：南東角交差点の東、有料(40分200円)

## 今後の予定

9月例会：9月12日(日)名古屋市市政資料館

10月例会：10月17日(日)名古屋市市政資料館

Tel:052-953-0051

名古屋市東区白壁1丁目3番地

例会は、9月は**第2日曜日**、10月は**第3日曜日**です。

古田先生とその学問に興味のある方ならどなたの参加も歓迎します。また参加に際し事前連絡は不要です。遅刻・早退もかまいません。

例会での研究報告、見解発表は大歓迎です。資料を配布される場合は、「**20部**」ご用意願います。